

下呂市議会基本条例(案)に対する意見募集について

下呂市議会では、議会および議員活動の原則など、議会に関する基本的事項を定め、議会の役割を明確にすることにより、市民の皆さまの負託に的確に応え、もって市民の皆さまの福祉向上と地域社会の活力ある発展に寄与することを目的として、「下呂市議会基本条例」の制定を目指し昨年度から協議を重ねてきました。このたび、「下呂市議会基本条例(案)」を取りまとめましたので、これを公表するとともに、広く市民の皆さまの意見を反映するため、意見募集を行います。

【議会基本条例(案)の構成と内容】

- **総則**
条例制定の目的と市民を代表する議事機関としての役割
- **議会および議員の活動原則等**
市民主権による活動を積極的に行うものとし、その責務を果たすための必要な原則
- **市民と議会との関係**
市民に開かれ市民参加を促進する市民と歩む議会を実現するための具体的な取り組み
- **市長等と議会との関係**
執行機関と政策競争をする議会を実現するための具体的な取り組み
- **委員会等の運営**
議員間討議を重視する議会を

実現するための具体的な取り組み

- **政務活動費**
政務活動費の交付等
- **議会の機能強化**
議員の資質、政策形成・政策立案能力の向上、円滑かつ効率的な議会活動のための具体的な取り組み
- **議員の政治倫理、定数・報酬**
議員の倫理的義務と議員定数・議員報酬のあり方
- **災害時の対応**
災害等が発生した場合における議会の行動基準等
- **最高規範性および見直し手続**
議会の最高規範である議会基本条例の趣旨を尊重すること、条例の施行状況の検証と、その結果に基づく必要な見直し手続

『できることから一歩ずつ改革を積み重ねていく』ことを、基本的な姿勢とし、まずは、今の実情を踏まえ、実現可能なところで条例制定を行うこととします。制定後は、条例に基づく改革を実践しながら、適時に条例の施行状況の検証と必要に応じた条例の見直しを行い、改革のレベルを徐々に高めていきたいと考えています。

■ **下呂市議会基本条例(案)の確認方法**
下呂市ホームページからダウンロードしていただくか、議会事務局までご連絡願います。(連絡後に郵送します。)

■ **意見の提出方法**
任意の様式に住所・氏名・電話番号とご意見をご記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールによりご提出願います。

下呂市議会事務局
〒509-2295 岐阜県下呂市森960
TEL 24-2222(代)
FAX 25-28033
E-mail gikai-02@city.gero.lg.jp

12月定例会の会期日程をお知らせします。なお一般質問などの内容は新聞折込でお知らせします。

月 日	曜日	会 議 内 容	時 間
11月30日	月	本会議(初日)	午前10時～
12月10日	木	本会議(一般質問)	
11日	金	本会議(一般質問)	
14日	月	常任委員会	午前9時30分～
15日	火	常任委員会	
16日	水	予算特別委員会	
18日	金	本会議(最終日)	午前10時～

※日程は変更になる場合もあります。

12月定例会会期日程

編集後記

元気のなかった下呂市。でもGoToキャンペーンで少しずつ以前の活気を取り戻しつつあります。中止が心配されていた、こども園、小・中学校の運動会も制限付きですが、開催されました。また、10月から11月にかけては、修学旅行・遠足も行われ、子ども達の笑顔も戻ってきました。毎週土曜日には花火、下呂交流会館の数々の催しなど、だんだんと、「コロナ生活」にも慣れつつあります。「withコロナ」、「新しい生活様式」そして、GoToわくわく下呂へと。

下呂市議会だよりがスマホで読めます!!

インターネット上で無料閲覧できる、ギフイーブックスで配信中です。

